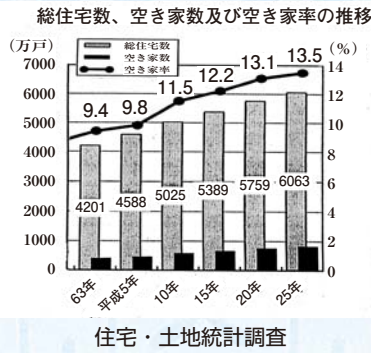


実態調査も含め検討している。日本は欧米に比べ中古住宅の市場は低く、この市場を活発にしていけることは大事で、独自施策を含め、この市場を増やしていく努力をしたい。



提出問題

問 防衛省は、平成25年5月に大臣名で各都道府県知事あてに「自衛官募集等の推進について」の文書を送付している。知事に対し、都道府県内の市町村への自衛官募集の協力要請をしているが、防衛省は、都道府県知事や市町村長に自衛官適齢者名簿の提出を求めるのは、自衛隊法第97条

と自衛隊法施行令第120条に基づくもので、あくまでも依頼であると説明している。自衛隊への適齢者名簿の情報は法定受託事務だが、法的には努力義務規定であり、提供するかどうかは、自治体の判断に委ねられており、拒むことも自治体の裁量権の範疇である。本市の今日までの対応を聞きたい。また、個人情報の保護に関する法律第16条に基づき、市の条例の対象になることについての認識は。

答 自衛官募集事務は、募集に関わる広報活動として、平成26年度は自衛隊奈良地方協力本部からの依頼に基づき、広報「かしはら」7・8・11月号に自衛官募集内容の案内記事を掲載した。また、市観光交流センター大型LEDビジョンに募集CMを8〜12月の間放映した。2月には14名の入隊者の激励会を実施した。個人情報保護に関する法律第16条については、個人情報を取り扱う民間事業者に対し、本人の同意を得ないで個人情報を取り扱うことを禁じたもので、国の機関や自治体には適用されない。同様の個人情報利用制限を市でも規

定している。個人情報の外部提供は、原則禁止だが、例外規定があり、本人の同意を得ている場合や個人の生命等を守るため緊急かつやむを得ない場合、また法令等に定めがある場合には行うことができる。今後、個人情報については公正かつ適正、慎重に取り扱うよう努めたい。

問 2003年、防衛庁は自衛官募集のための適齢者名簿の提出を各自治体に要請した。提供を受けた情報の中には保護者の情報などがあり、世論の厳しい批判を受けた。これにより、防衛庁は出生年月日、氏名、性別、住所の4つの情報に限定するなどとの通達を出さざるを得なくなった。当時、住民基本台帳法には4つの情報の閲覧は可能とされていたが、情報提供の規定はない。これは厳守してきたのか。

答 住民基本台帳法第11条2項において、市町村長は、住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申し出があった場合、その申し出が相当と認められるときにおいて、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させるこ

とができるとなっている。本市では、情報の提供ではなく、自衛隊が必要とする情報だけを抽出したものを、個室で閲覧してもらう形をとった。扱いは十分注意している。

問 2006年6月9日、全会一致で可決した住民基本台帳の一部を改正する法律が2006年11月1日から施行されている。原則非公開と明記されているが、この内容は。

答 何人でも閲覧請求することができるという制度が廃止され、法令で定める事務の遂行のために必要である場合に限定し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を認めると改正された。取り扱いについては慎重を期すべきものとして認識している。

問 自衛隊の石川県地方連絡部は、管内の自治体から中学生の1〜3年生までに関わる適齢者名簿の提供を受け、七尾市で自衛官募集のダイレクタメールを送ったことがある。この行為は、文科省、厚労省両省が通知した、平成15年3月新規中学校、高校生の就職に係る推薦及び選考開始時期等並びに文書募集開始時期等についての通知に違反する。

この通知の根拠は。

答 同通知における新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の扱いでは、応募については学校または安定所を通じて行うこと、また、新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこととしている。ダイレクタメールを送ったケースは逸脱した行為であったと防衛省も認め、地方協力本部に対し是正通知が送られている。なお、奈良地方協力本部においては、このようなことはなかったと確認している。両省の通知については、学校教育の充実、就職希望者の適正な就職選択の確保、求人秩序の確立を目指して通知されたものと認識している。

問 自衛官募集の事務処理要綱を廃止している県もあるが、市長は個人情報を守る立場である上、施政方針演説で「市民と行政の協働による信頼されるまちづくり」と述べている。逸脱するような情報提供を断る自治体にしてもらいたいが、市長の考えは。

答 自衛官の募集環境は非常に厳しい。災害等のこともあり、社会を守るため自衛官募集は続ける必要がある。我々